

中小企業金融円滑化法期限到来後の貸付条件の変更等の取組状況について（自主開示）

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末に期限を迎えましたが、当組合では同法の終了後も従前と変わることなく、下記のとおり貸付条件の変更等、お客さまのご相談に応じた最適な解決策をお客さまの立場に立って提案することに努めます。

住宅ローンお借入のお客さまから、住宅資金に関する債務の弁済に係る負担軽減のご相談・お申込みがあった場合の取組状況について、下記のとおり開示いたします。

1. 貸付条件の変更等に関する方針について

(1) 貸付条件の変更等の申込みに対する対応について

住宅ローン借入者から、住宅資金に関する債務の弁済に係る負担軽減の相談・申込みがあった場合には、債務者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り返済の負担を軽減するために必要な措置をとるよう努めます。

(2) 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

債務の弁済に係る負担軽減の相談・申込みを行った住宅ローン借入者が、他の金融機関等においても住宅資金に関する債務を有する場合には、債務者の同意を前提に、守秘に留意しつつ、該当する他金融機関・住宅金融支援機構等間での、緊密な連携に努めます。

2. 対応状況を把握等するための体制整備について

(1) 貸付条件の変更等に関する相談・申込みに対し、当該債務者の実態を十分に踏まえた上で、貸付条件の変更等の適否について適切な審査を行うとともに、迅速な検討・回答に努めるため、融資等審査会に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、その内容の記録・保存等の管理を行います。

(2) 融資等審査会において、債務者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対する対応状況を把握するとともに、これらの対応状況については、関係各部署において、情報の共有化に努めます。

(3) 上記(1)及び(2)の推進状況・問題点については理事会等に報告するとともに、問題が生じた場合は、その解決に努めます。

3. お問い合わせ先

お借入条件等の変更に関する相談窓口	東京店（本店）	〒104-8011 東京都中央区築地 5-3-2 朝日新聞東京本社内 TEL 03-5540-7594（平日 10:00～18:00）
	大阪店	〒530-8211 大阪府大阪市北区中之島 2-3-18 朝日新聞大阪本社内 TEL 06-6201-8404（平日 10:00～18:00）
	Web 問い合わせ窓口	https://www.shinkumi.jp/ssl/2580s/mail_asa.php (担当の店舗にご相談内容を連絡し、当該店舗が対応いたします)

4. 中小企業者に対する体制整備について

当組合は、中小企業向けの貸付を行っていないため、該当ありません。

以上

